

平成30年2月8日(木)

メ モ	担当者 管理官 係長
会社名・役職 経済産業省 安全保障貿易管理課 氏 名 課長補佐 他3名 生 年 月 日	
1 日時 平成30年2月8日午前10時0分から午前10時40分 2 場所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省本館13階 会議室内 3 聴取者 管理官、係長、 4 対応者 経済産業省 安全保障貿易管理課 課長補佐 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室 上席安全保障貿易検査官 安全保障貿易検査官 5 聴取結果 ガサに入る事自体は問題ないので、当省としてはガサができるような回答を出すようにしたいが、回答の表現ぶりについては、部長と相談の上、文言を決定する。 6 聴取内容 (1) AG(オーストラリアグループ)の解釈 担当者にも確認したが、AGは他の国際レジームと比べるとフワフワしている。滅菌・殺菌についてもフワッと運用されている印象がある。 AGも数十ヶ国が参加してるが、自国の産業がその貨物を作っていなければ、無関心。日米独は自国で作ってなくても、議論に積極的に参加するが、それ以外の国は結局自分の国が作っているかどうか。自国で作ってなければフワッと捉えている。 では、大川原社と似たような器械を非該当としているとの回答を受けている。 ただ、今回の器械が法令に照らして、該当の可能性はあるのか、ないのかといえ、あるといえるだろう。 (2) ガサについて	

当省の通常業務からすると、当事者から認識を確認した上、周辺業務を調査し、他国の運用状況を確認した上で、結論を出したいところ。

該当と判断した場合、大川原社が、おかしいじゃないかとチャレンジ(異議申し立て)してこないとは限らない。なので、いきなりガサではなく、本音はこちらで大川原社に対し聞き取りをしたいところである。

ただ、ガサをやること自体は悪いことではないと考えている。ガサでいろんな情報を入手してきてもらいたい。特に、相手企業がチャレンジしてくるのかどうか、してくるとしたらどのようにくるのかを事前に知っておきたい。

(3) ガサ後の懸念について

私(補佐)も警察にいたから分かるが、警察はガサに入った以上、何か結末をつけないと厳しいのでは。警察が「ガサに入ったのだから、クロにしてくれ。できる規定だから、該当でしょ。」となるのは勘弁してもらいたい。

捜査が進展していくうちに、状況が厳しくなった場合に、後でこちらが

限りなくグレーだけど、該当とは言い切れない

とハシゴを外すような形になる可能性もありうる。後で警察に対し面子を潰して迷惑をかけてしまうのではと懸念している。

その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入っただけからには該当と言い切ってもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる。

本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく、(別件捜査と表だっていえないが、)できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。

当省が該当と判断した後になって、大川原社が、

運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった

同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしい

と外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとになってしまい、勝てない。

(4) 省内の意見

省内には、本当に生物兵器が作れるのかと疑問に持ち、過剰規制なのではないかと意見する者もいる。

メンテナンス規制であり、クリーンルーム内で全部菌を殺して入るのが前提ではないのかと。その観点からすると、噴霧乾燥器は少なくとも該当はクローズド式であって、オープン式は非該当ではないのか等の意見がある。(HEPAの理論で否定)。

今回の規制は突き詰めるほど、レジームで議論されていないのが明るみになる。

国際的に過剰規制なので緩和しようという動きが出るかもしれない。

80キロ規制の道路を80キロを超えて走行したら、違反は違反だが、その後100キロ規制に変更されてしまうと意味をなすのかどうか。

取締後に国内の企業が緩和を提案してくることはありえる。

(日本が他国に先駆け、規制をするという意義はないのか)

確かにないことはない。なので、現行のルールがそうである以上、現行のルールで判断しなければならないのは分かる。

ただ本音としては、ガサよりも今すぐインフォームを打ちたい。

当省の立場としては未来に出て行くものを食い止めたいと考える。

警察は過去の事件を捜査し、懲罰を与えて社会秩序を維持する立場であるが、当省は懸念貨物が拡散されるのを防ぎ、改善させるよう注意する立場なので、少年法みたいなもの。

ただ、何度もいうが、ガサはいいんじゃないかと考える。上の幹部もその認識。課長とは事前に相談している。

行政には限界がある。行政指導は、相手の聞き取りと客観資料でのみでしか判断できないが、都合のいい資料しか出てこないし、話を聞いても、知らなかったと通されてしまえば、セーフで終わってしまう。

だから、警察のガサに期待している面もある。違法性の認識を出してもらえたらありがたい。別件で、本丸を見つけるのもいいし、キャッチオールでもいい。

ガサ後の情報も踏まえて、諸外国の判断基準に照らし、最終的に該非判定するので、相手がどのくらい争ってくるのか等、新しい事実が出てきたら情報共有させて頂きたい。

公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきている。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。

(5) 回答の表現ぶり

照会文書の回答を出すにあたり、「表現ぶり」で調整するしかないと考える。

これまでのケースは 99 パーセント該当、残りの 1 パーセントが非該当というレベルだったので「該当と思われる」という回答だったが、今回はひっくり返って、非該当と判断する状況もありうるので、「該当と思われる。」という文言は厳しく、

該当の可能性を否定できない

というのが一番いいと考えるが、どちらにしても、確度が低い回答となる可能性がある。

どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので。

この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する。ただ部長は私(補佐)以上に右翼的なので、大丈夫かなと。

ガサができるように、表現ぶりを検討したいと思う。

(こちらの「該当の可能性がある。」という表現の提案に対しては、)

それならどちらともとれるので大丈夫かもしれない……。

(6) 今後の方針

(検事連絡について説明)

こちらが出した表現ぶりについて検事と検討するのであれば、検事はその書きぶりではもたない、足りないというのであれば、改めて書きぶりを再検討させて頂く。

なお、部長は現在出張中で来週には戻る予定なので、来週戻り次第相談するが、事前にメールは入れておく。検事連絡もあると思うので、なるべく早めに文言を決めて、連絡する。

(7) ■■■・■■■両氏への聴取について

(こちらが回答を出してもらえらるなら聴取は現在のところ不要と伝えたと、安堵した様子で)

警察の捜査には協力する。ガサ後に必要な時はまた申し入れをして欲しい。

昔のことで、本人も忘れていることもあるだろうし、話を聞いて分かりませんでは意味がないので、事前に質問事項を作成した上で連絡して頂きたい。